412.472MHzから413.472MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
415.8MHzから416MHzまで	北海道総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、460.3MHzから460.5MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	東北総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、460.3MHzから460.5MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	四国総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 徳島県及び香川県の区域を除く。
	九州総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、460.3MHzから460.5MHzまでの周波数の範囲と対とする。
426.9MHzから427.5MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	関東総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上及びその上空での使用に限る。
428MHzから428.4MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
450.175MHzから450.2375MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	岡山県、広島県及び山口県の区域を除く。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。 福岡県及び大分県の区域を除く。
452.768MHzから452.88MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
460.025MHzから461.475MHzまで	北海道総合通信局管内	平成28年６月30日まで	５W以下	
	東北総合通信局管内	平成28年６月30日まで	５W以下	福島県の区域を除く。
	中国総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	徳島県及び香川県の区域を除く。
	九州総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	
460.3MHzから460.5MHzまで	北海道総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、415.8MHzから416MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	中国総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、415.8MHzから416MHzまでの周波数の範囲と対とする。
	九州総合通信局管内	平成28年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 二周波方式によるこの周波数の範囲の使用は、415.8MHzから416MHzまでの周波数の範囲と対とする。